

2026年9月11日

託送供給等約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{※1}に基づき、「託送供給等約款^{※2}」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

今回の変更内容は、以下のとおりです。

○託送料金の見直し

当社は、2026年7月10日、電気事業法第17条の2第4項の規定に基づき、経済産業大臣に「託送供給等に係る収入の見通し^{※3}」の変更承認申請を行い、同年9月4日に当該申請が承認されたことを踏まえ、変更後の「託送供給等に係る収入の見通し」を基に託送料金単価の見直しを行いました。

なお、新たな託送料金単価は、8月24日にお知らせした、料金制度専門会合で審査された「託送供給等に係る収入の見通し」を基に算出した託送料金単価から変更ありません。

【見直し前後の平均単価】

(単価は税抜き)

		見直し前	見直し後	差引
需 要 側	低圧	10.31円/kWh	12.09円/kWh	1.78円/kWh
	高圧	4.40円/kWh	5.06円/kWh	0.66円/kWh
	特別高圧	1.90円/kWh	2.05円/kWh	0.15円/kWh
発電側		0.51円/kWh	0.60円/kWh	0.09円/kWh

○実施日

2026年11月1日から実施いたします。

当社は、今後も東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で快適な暮らしを支えるため、引き続き物価等上昇を適切に取引価格へ反映することで、必要となる施工人材の確保や資機材・物流等のサプライチェーンを維持し、電力の安定供給とさらなるコスト低減の両立に取り組んでまいります。

※1 電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2 小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する際の料金等の供給条件を定めたもの。

※3 国の策定する指針に基づき、一定の期間（規制期間）に達成すべき目標を示した事業計画を策定し、その実施に必要な費用を見積もった収入の見通し。一般送配電事業者は、経済産業大臣の承認を受けた収入の見通しの範囲で託送料金を設定する。

以 上

（別紙）託送料金の見直しについて（概要）

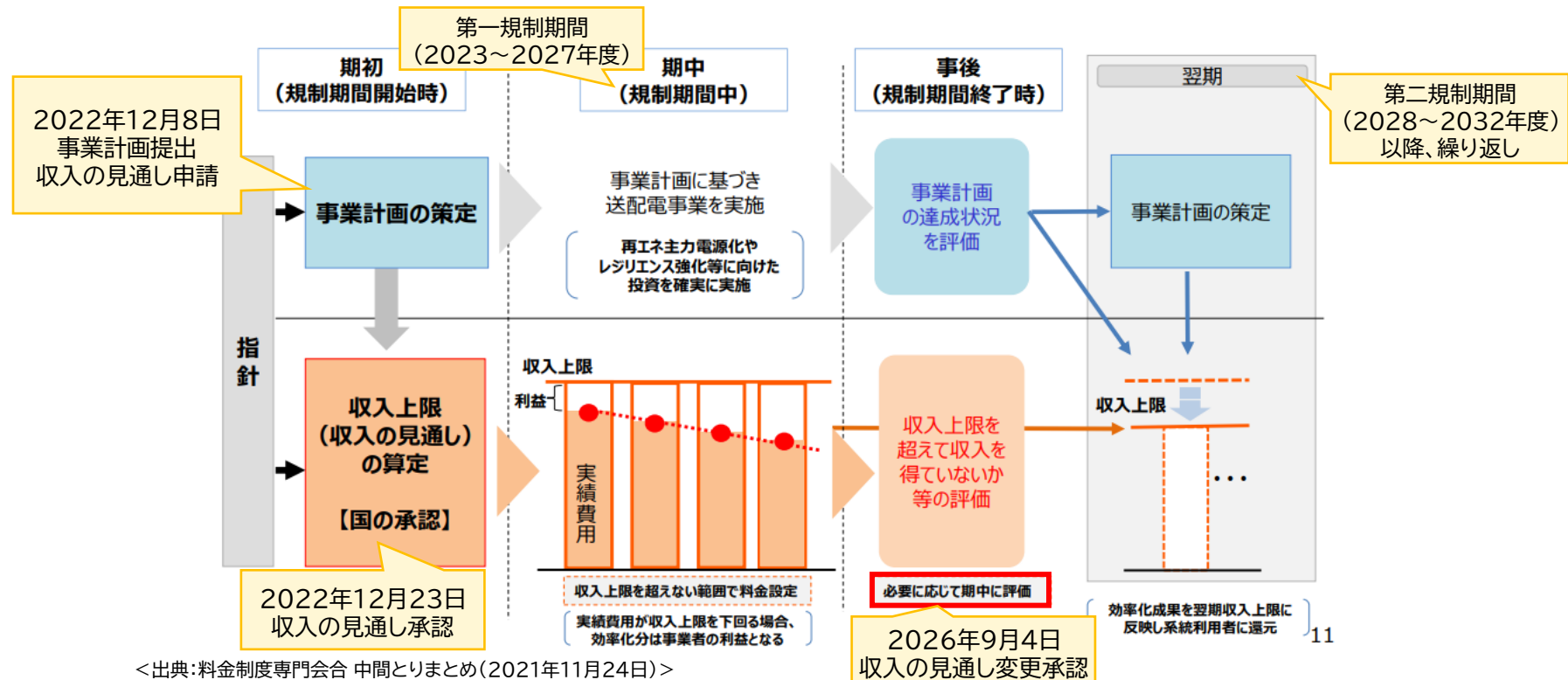
託送料金の見直しについて (概要)

2026年9月11日

東北電力ネットワーク株式会社

- レベニューキャップ制度は、電力の安定供給等に必要な投資の確保とコスト効率化の両立を図る仕組みとして全国で導入された制度であり、当社は策定した事業計画のもと、2023年度から2027年度の「託送供給等に係る収入の見通し(以下、「収入の見通し」)」について経済産業大臣の承認を受けています。
- 当社は、当該事業計画に基づき、電力の安定供給や再生可能エネルギー導入拡大、レジリエンス強化に向けた投資を計画的に推進するとともに、工事仕様や調達方法の精査・見直し、業務のデジタル化等の各種効率化施策に着実に取り組み、持続的な事業運営に努めています。
- 一方で、レベニューキャップ制度導入後、物価や労務費、金利の上昇等(以下、「物価等上昇」)、制度導入時点では想定できなかった外生的な事業環境の変化が顕在化しています。
- これらの変化に伴い、当初計画していた送配電設備の維持・更新やレジリエンス強化に必要な投資額が増加しています。また、施工人材や資機材・物流等の安定供給を支えるサプライチェーン全体において、物価や労務費の上昇を適切に反映し、賃金水準を確保する等により人材を維持していく必要があります。
- 当社はこの状況に対し、他社の効率化施策の取り入れを含めた最大限の効率化および工事内容のさらなる精査・見直しを通じた費用抑制に、全社を挙げて取り組み、より効率的な事業運営に努めています。
- しかしながら、このような取り組みを行ってもなお、物価等上昇の影響を全て吸収することは困難な状況となっています。
- これらの影響を踏まえ、2026年7月10日に経済産業大臣に対し「収入の見通し」の変更承認申請を行いました。
- 当該申請について、同年9月4日に申請内容のとおり承認されたため、変更後の「収入の見通し」を基に託送料金単価の見直しを行い、本日、経済産業大臣に対し2026年11月1日から実施する「託送供給等約款」の変更届出を行いました。
- 今後も東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で快適な暮らしを支えるため、引き続き物価等上昇を適切に取引価格へ反映することで、必要となる施工人材の確保や資機材・物流等のサプライチェーンを維持し、電力の安定供給とさらなるコスト低減の両立に取り組んでまいります。

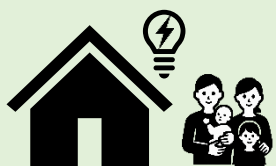
- レベニューキャップ制度では、国が作成した指針に基づき、各一般送配電事業者が定められた期間(規制期間)において達成すべき18項目の目標を示した事業計画を策定することになっています。
- 各一般送配電事業者は、事業計画を達成するために必要となる費用を収入の見通し(収入上限)として算定し、国の承認を受けるとともに、その収入の見通し(収入上限)を超えない範囲で、託送料金を設定します。
- また、エネルギー政策の変更や、一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用の変動分等、申請時には収入の見通しに織り込めなかった費用について、省令上、事後調整(規制期間中における収入の見通しの調整(期中調整)、翌規制期間における収入の見通しの調整(翌期調整))の仕組みが設けられています。
- 当社は、当該事業計画に基づき、電力の安定供給や再生可能エネルギー導入拡大、レジリエンス強化に向けた投資を計画的に推進するとともに、工事仕様や調達方法の精査・見直し、業務のデジタル化等の各種効率化施策に着実に取り組み、持続的な事業運営に努めています。



- お客さまにお支払いいただく電気料金は、電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」ための各費用に、再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整額等を加味して構成されています。
- 託送料金は「電気を届ける」ために必要な費用として、送配電事業者が経済産業大臣より「収入の見通し」の承認を受けて設定するもので、小売電気事業者等が送配電事業者に支払う送配電網の利用料金を指しています。
- 小売電気事業者は、これら電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」ために必要な各費用等を考慮のうえ、電気料金を設定し、お客さまと契約します。

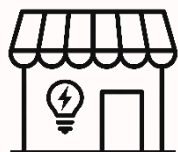
▶ 電気料金の構成

お客さま(需要家の皆様)



電気料金の支払い

小売電気事業者



電気を『販売する』費用

(=営業費)

小売電気事業者は…
電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」
ための各費用等を考慮のうえ電気料金を設定

発電事業者

電気を『つくる』費用(=発電費)



一般送配電事業者

電気を『届ける』ための費用

= 託送料金



今回見直し

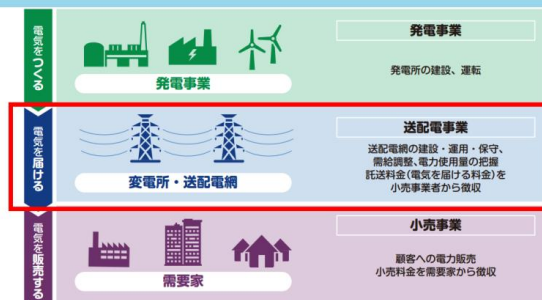
再生可能エネルギー発電促進賦課金、
燃料費調整額等

▶ (参考)託送料金が電気料金に占める割合

電気の使用条件等により異なりますが、一般的には家庭における電気料金の2～3割程度を託送料金が占めていると言われています

電力託送料金とは

- 電力託送料金は、変電所・送配電網などの建設・運用・保守や、需給調整、電力使用量の把握などに充てられる費用※です。
- 地域や使用量などの条件によって異なりますが、家庭用電気料金の2～3割程度を占めます。



※ 託送料金には、一般送配電事業者の負担とされた電力安定供給対策（休止中発電所の復旧、発電用燃料の共同調達）や、原子力関連費用（以前に作った原子力発電所を将来廃炉するための費用や賠償金のための積立金）も含まれます。

<出典:第51回料金制度専門会合 参考資料3（2023年12月20日）>

4. 今回変更届出を実施した託送料金の概要

- 当社は、2023年度から2027年度の収入の見通しについて、2026年7月10日に、前回承認額から779億円/年増となる5,578億円/年の期中調整申請を行い、経済産業大臣より2026年9月4日に承認を受けました。
- 今回、承認を受けた収入の見通しを基に見直しを行った託送料金の概要は、以下のとおりです。

▶ 1キロワット時あたりの平均単価

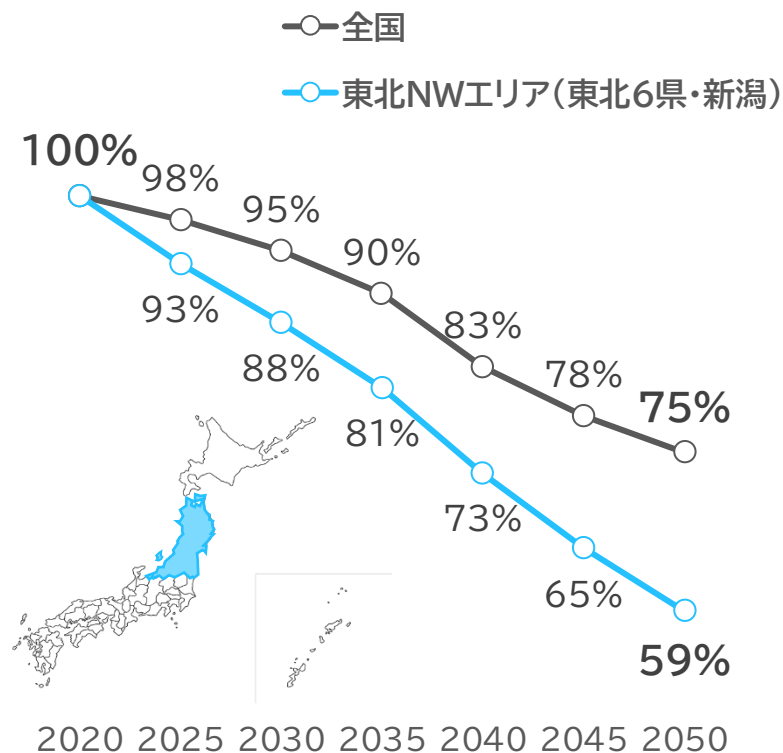
(単位:円/kWh[税抜])

		見直し前 A	見直し後 B	差引 C=B-A
需 要 側	低 圧	10.31	12.09	1.78
	高 圧	4.40	5.06	0.66
	特 別 高 圧	1.90	2.05	0.15
発 電 側		0.51	0.60	0.09

- 当社が事業を展開する東北6県および新潟県では、生産年齢人口の減少が全国に比べて急速に進んでおり、人材の維持・確保が喫緊の課題として顕在化しています。
- このため、業界全体の認知度向上に資する広報発信の強化(ホームページや各種媒体等)や、教育機関との新たな連携を通じて、送配電設備を支える人材の維持・確保に向けた取り組みを進めています。
- 今後も、将来を担う人材の関心喚起と理解促進を図ることにより、中長期の安定供給を支える人材確保の基盤づくりを進めてまいります。

▶ 生産年齢人口(15～64歳)の推移※

※ 2020年度基準



2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050

国立社会保障・人口問題研究所(2023)「日本の地域別将来推計人口」を基に作成

▶ 送配電設備を支える人材維持・確保に向けた取り組み

業界PR動画



「配電工」発掘プロジェクト

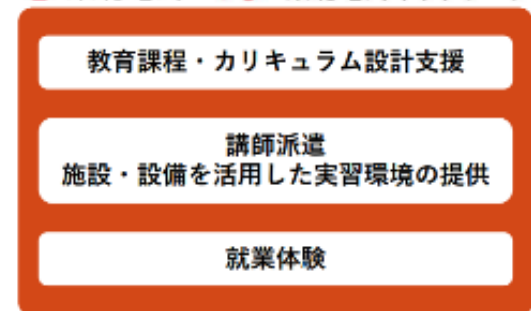


教育機関(学校法人)との連携

管原学園 聖徳デジタルアーツ仙台



東北電力 東北電力ネットワーク



- 当社は、東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で快適な暮らしを支えるため、施工人材の確保や資機材・物流等のサプライチェーンの維持が必要不可欠と考えています。
- このため、当社は、国が定める「指針」等※1・※2に基づき、「パートナーシップ構築宣言」を公表しており、引き続き、物価等上昇を適切に取引へ反映し、安定供給とさらなるコスト低減の両立に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

▶ パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・ 取引先からの技術力・ノウハウを活用した様々な提案を施策に取り込む活動を通じて、相互信頼関係を構築し、サプライチェーン全体の生産性向上に取り組めます。
- ・ EDI取引の推進により、取引先の業務効率化への支援を行います。
- ・ 災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、BCP(事業継続計画)策定の助言等や取引先のテレワーク導入に支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

コンプライアンスの徹底、人権の尊重、労働安全衛生の確保、環境への配慮、情報の適正な管理およびリスクマネジメント体制の構築などについて、パートナーである取引先とともに積極的に取り組むことを定めた「調達基本方針」を公表しています。

2023年3月16日(2026年1月9日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

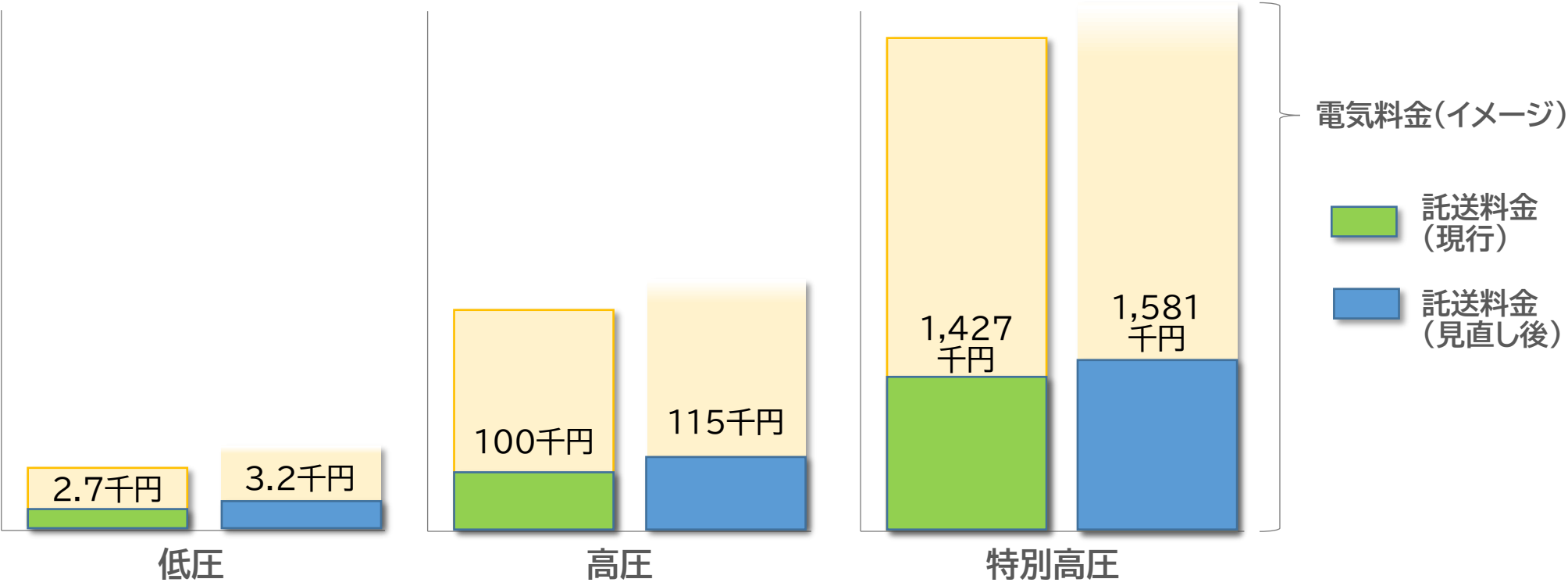
東北電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 高野 広充

※1 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 ※2 適正取引の推進と付加価値向上に向けた自主行動計画

<出典:東北電力ネットワーク「パートナーシップ構築宣言(リンク)」>

- 2026年11月以降の託送料金は、東北・新潟エリアにおける標準接続送電サービスのモデルケースを基に算定すると以下のとおりです。月額で低圧は0.5千円、高圧は15千円、特別高圧は153千円の増加となる見通しです。
- 小売電気事業者は、これら変動額も考慮のうえ電気料金を設定しています。(下図はあくまで電気料金のイメージを図示したものとなります。)

標準接続送電サービスにおける託送料金の変動額(月額)



※1 電圧毎に以下のモデルケースで算定しています。
低 圧 (契約電力:30A、使用量:260kWh/月)
高 圧 (契約電力:90kW、使用量:20,700kWh/月)
特別高圧 (契約電力:2,600kW、使用量:419,000kWh/月)

※2 上記金額は税込み表示です。
※3 高圧、特別高圧は力率100%(基本料金15%割引)で算定しています。
※4 離島ユニバーサルサービス調整額は含みません。
※5 イメージ図の低圧・高圧・特別高圧の縦軸のスケールはそれぞれ異なります。

【参考】託送料金単価表

1. 接続送電サービス料金

(単位:円)

種別					単位	料金単価(消費税等相当額を含む)				
						現行単価(A)	届出単価(B)	差(B－A)		
低圧	電灯	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1灯	41.79	49.17	7.38		
				10Wをこえ20Wまで	1灯	83.57	98.35	14.78		
				20Wをこえ40Wまで	1灯	167.13	196.70	29.57		
				40Wをこえ60Wまで	1灯	250.70	295.05	44.35		
				60Wをこえ100Wまで	1灯	417.85	491.76	73.91		
				100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	417.85	491.76	73.91		
		小型 機器 料金		50VAまで	1機器	124.81	146.88	22.07		
				50VAをこえ100VAまで	1機器	249.61	293.77	44.16		
				100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	249.61	293.77	44.16		
		電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約の場合	1kW	226.60	279.40	52.80		
				SB※1・主開閉器契約の場合	1kVA	166.10	204.60	38.50		
				SB※1契約の場合 5A	1契約	83.05	102.30	19.25		
				SB※1契約の場合 15A	1契約	249.15	306.90	57.75		
		電力量料金				1kWh	8.58	9.92	1.34	
		電灯時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約の場合	1kW	226.60	279.40	52.80		
				SB※1・主開閉器契約の場合	1kVA	166.10	204.60	38.50		
				SB※1契約の場合 5A	1契約	83.05	102.30	19.25		
				SB※1契約の場合 15A	1契約	249.15	306.90	57.75		
			電力量 料金	昼間	1kWh	9.23	10.67	1.44		
				夜間	1kWh	7.85	9.09	1.24		
		電灯従量接続送電サービス※2					1kWh	12.31	14.50	2.19
		動力	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約の場合	1kW	630.30	756.80	126.50	
					主開閉器契約の場合	1kW	457.60	550.00	92.40	
				電力量料金				1kWh	8.57	9.87
	動力時間帯別 接続送電 サービス		基本 料金	実量契約の場合	1kW	630.30	756.80	126.50		
				主開閉器契約の場合	1kW	457.60	550.00	92.40		
			電力量 料金	昼間	1kWh	9.21	10.59	1.38		
				夜間	1kWh	7.85	9.02	1.17		
	動力従量接続送電サービス※2					1kWh	18.90	22.25	3.35	

【参考】託送料金単価表

(単位:円)

種別				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
					現行単価(A)	届出単価(B)	差(B－A)
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	728.20	874.50	146.30
		電力量料金		1kWh	2.15	2.34	0.19
	高圧時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	728.20	874.50	146.30
		電力量料金	昼間	1kWh	2.33	2.56	0.23
			夜間	1kWh	1.93	2.11	0.18
	高圧従量接続送電サービス※2			1kWh	14.11	16.68	2.57
	ピークシフト割引※3			1kW	619.30	743.60	124.30
特別高圧	特高標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	462.00	531.30	69.30
		電力量料金		1kWh	0.97	0.97	0.00
	特高時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	462.00	531.30	69.30
		電力量料金	昼間	1kWh	1.02	1.02	0.00
			夜間	1kWh	0.92	0.92	0.00
	特高従量接続送電サービス※2			1kWh	8.55	9.68	1.13
	ピークシフト割引※3			1kW	392.70	452.10	59.40

※1 SB(サービスブレーカー)とは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置のことを指します。
※2 自己等への電気の供給(自己託送)を行う場合で希望されるときに適用します。
※3 需要者が負荷移行を行った結果、1年を通じての最大需要電力が当社が定めた時間に発生する場合で、契約者と当社との協議が整った場合に適用します。

【参考】託送料金単価表

p11

2. 臨時接続送電サービス料金

(単位:円)

種別				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
					現行単価(A)	届出単価(B)	差(B－A)
低圧	電灯	電灯臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1日	3.71	4.36	0.65
			50VAをこえ100VAまで	1日	7.41	8.72	1.31
			100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1日	7.41	8.72	1.31
			500VAをこえ1kVAまで	1日	74.10	87.18	13.08
			1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1日	74.10	87.18	13.08
		電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kVA	電灯標準接続送電サービス単価 (主開閉器契約)の10%割増		－
			電力量料金	1kWh	9.44	10.91	1.47
	動力	動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日 につき	117.52	147.27	29.75
		動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電サービス単価 (主開閉器契約)の20%割増		－
			電力量料金	1kWh	10.29	11.84	1.55
高圧		高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービス単価の 20%割増		－
			電力量料金	1kWh	2.57	2.82	0.25
特別高圧		特別高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サービス単 価の20%割増		－
			電力量料金	1kWh	1.17	1.17	0.00

3. 予備送電サービス料金

(単位:円)

種別				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
					現行単価(A)	届出単価(B)	差(B-A)
高圧	予備送電サービスA			1kW	79.20	94.60	15.40
	予備送電サービスB			1kW	101.20	121.00	19.80
特別高圧	予備送電サービスA			1kW	69.30	79.20	9.90
	予備送電サービスB			1kW	97.90	112.20	14.30

4. 系統連系受電サービス料金※4

(単位:円)

種別				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
					現行単価(A)	届出単価(B)	差(B－A)
系統連系 受電サービス	基本料金	本土		1kW	93.04	109.37	16.33
		特別高圧系統のある離島 (新潟県 佐渡島)		1kW	80.83	94.97	14.14
		特別高圧系統のない離島 (山形県 飛島、新潟県 粟島)		1kW	80.80	94.93	14.13
	電力量料金			1kWh	0.29	0.33	0.04
	系統設備 効率化割引A	受電電圧が標準電圧 140,000ボルト以下の場合	A－1	1kW	34.02	40.03	6.01
			A－2	1kW	13.73	16.26	2.53
			A－3	1kW	6.86	8.13	1.27
		受電電圧が標準電圧 140,000ボルトをこえる場合	A－1	1kW	34.02	40.03	6.01
			A－2	1kW	6.86	8.13	1.27
			A－3	1kW	3.43	4.07	0.64
	系統設備 効率化割引B	B－1		1kW	46.77	54.90	8.13
		B－2		1kW	18.92	22.34	3.42

※4 託送供給等約款における発電者に係る料金(発電側課金)のことを指します。

5. その他

(単位:円)

種別			単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
				現行単価(A)	届出単価(B)	差(B-A)
離島インバランス料金	不足インバランス		1kWh	59.33	66.11	6.78
	余剰インバランス		1kWh	23.97	23.97	0.00